

■ コラム

さまざまな保険と法律問題

弁護士
永渕 友也



5回目のコラムを担当致します弁護士の永渕です。

今回のテーマは保険です。保険には、健康保険、介護保険、労災保険といった公的な保険、生命保険、損害保険、医療保険といった民間の保険会社が運営する保険など様々なものがあります。今回主に取り上げるのは、後者の民間の保険会社が運営する保険です。

皆さんも、いざという時のために保険に加入しているのではないでしょうか。保険に加入する際には、約款という書類が交付されますが、この約款の詳細まで確認して契約をする人は少ないのでないでしょうか。実は、この約款には保険金が支払われない事由などの重要な事項が記載されているのですが、内容をあまりご存知でない方も多いようです。

生命保険等に加入する場合、現在や過去の健康状態を保険会社に申告しなければなりません。これを告知義務といいます。現在や過去の健康状態について、隠したり、虚偽の事実を申告すると、告知義務違反となり、保険金が支払われない可能性があります。このような事項が約款には記載されています。

ところで、保険に加入する際は、保険外務員を通して契約することも多いと思いますが、保険外務員に過去の病歴や、健康状態を口頭で伝えたにもかかわらず、保険金が支払われないおそれがあることをご存知でしょうか。実は、保険外務員には過去の病歴や健康状態の告知を受ける権限がないと解されているため、保険外務員に過去の病歴や健康状態について話を聞いていても、告知義務

を果たしたことにならないのです。

また、どの程度の事実を保険会社に伝えれば告知義務を果たしたことになるのかという点も、保険金が支払われるか否かということに関わる重要な問題です。たとえば、精密検査を受け、異常ありと告げられていたが、病名まではわからないというような場合、これを告知しなかった場合は、告知義務違反になるのでしょうか。

このように、保険に加入する際には、しっかりと理解しておくべき点が多くあります。当事務所の私の第5回のセミナーでは、このような保険についての法律問題を解説したいと考えています。

また、保険には複数の特約が付いていることがあります。実は、自分の加入している保険にどのような特約が付いているのか、あまり気にしていない人が多いのです。この特約は、何かあった時に、とても役に立つことがあります。自動車の任意保険に弁護士費用特約が付けられることは、今では皆さんご存知だと思いますが、数年前までは、自分の保険に弁護士費用特約が付いていることを知らない人も多かったのです。

私のセミナーでは、付いていると役に立つ特約についても解説する予定です。

企業や経営者の方を守る保険についてもお話をしたいと思っています。

ぜひ、皆さんお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

■ セミナー・講演実績

農地の売買、賃貸借

4月25日に第3回のセミナーを行いました。

農地を転用して効率的に活用するということを中心にお話をさせていただきました。

皆様の気付きを引き出すこともできましたし、多くの御質問を頂戴し、議論を深めることができました。お越し下さった皆様に感謝致します。ありがとうございました。

今後もセミナーは毎月開催致します。詳しくは本紙の「セミナー開催のお知らせ」をご覧ください。